

## (豊橋市の国民健康保険に加入される皆様へ)

特定健康診査及び特定保健指導の記録の写しの保険者間の情報照会及び提供について

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」等より、豊橋市の国民健康保険の加入者が以前に加入していた保険者で実施した特定健康診査及び特定保健指導の情報を豊橋市に提供することを希望しない旨の申し出が可能となっています。
- 特定健康診査及び特定保健指導の情報提供を希望しない場合には、豊橋市に申し出の必要があります。
- 「オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書」(別添様式1)は、窓口(市役所西館1階国保年金課並びに保健所健康増進課)に設置する他、市のホームページからダウンロードできます。必要事項を記載し下記までご提出ください。

豊橋市保健所 健康増進課

健診グループ 特定健診担当

電話：0532-39-9141